## 平成30年度 随意契約の公表(人権文化ふれあい部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年10月1日から平成31年3月31日までの随意契約 【人権文化ふれあい部】

1/TE/CIL	【人権文化ふれめい部】							
担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由		
	八尾市文化会館排 煙窓修繕	平成30年11月30日		八尾市木の本二丁目 11番1号	1,620,000	当該業者は、(公財)文化振興事業団、公共建築課、 文化国際課とともに台風の影響による事故発生直後 に被害状況の確認を行っており、被害箇所の状態や 修繕にあたっての対応策に精通していたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)		
市民課	戸籍総合情報システムバージョンアップ作業委託契約	平成30年12月3日	富士通株式会 社関西支社	大阪市中央区城見二 丁目2番6号	15,593,148円	基幹システムと同じクラウド環境上に、八尾市戸籍総合情報システムを構築するための作業を行うには、その両方のシステム構築と密接に関係のある契約相手方が、最も円滑かつ効率的に、業務遂行が出来ると考えられ、競争入札には適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)		
市民課	八尾市住民基本台 帳ネットワーク機器 更新作業業務委託 契約	平成30年12月3日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二 丁目2番6号		八尾市住民基本台帳ネットワーク機器更新は、既存住基ネットシステム及び連携が必要な既存住基システム等の内容を熟知している必要があります。契約相手方については、既存住基システム等の開発業者であるとともに既存住基ネットシステムの運用支援も受託しており、経験の蓄積があります。システム環境を熟知している契約相手方でしか安全・確実な作業を実施することは不可能であり、競争入札には適さないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)		
古足鉀	国民年金処理結果 一覧表の電子媒体 化に係るシステム 改修委託契約	平成30年12月7日	富士通株式会 社関西支社	大阪市中央区城見二 丁目2番6号	7,983,360円	国民年金処理結果一覧表の電子媒体化に係るシステム改修業務は、国民年金システムの設計開発業者であり、現在、同システム運用保守を実施している契約相手方以外では実施できないことから、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)		

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民課	年金生活者支援給 付金対応業務委託 契約	平成31年1月17日	富士通株式会 社関西支社	大阪市中央区城見二 丁目2番6号	1,378,000円	年金生活者支援給付金支給に係るシステム改修業務は、国民年金システムの設計開発業者であり、現在、同システム運用保守を実施している契約相手方以外では実施できないことから、競争入札に適さないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	国民年金第1号被 保険者の産前産後 期間の保険料の免 除対応業務委託契 約	平成31年1月21日	富士通株式会 社関西支社	大阪市中央区城見二 丁目2番6号	2,985,120円	国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の 免除対応業務は、国民年金システムの設計開発業者 であり、現在、同システム運用保守を実施している契 約相手方以外では実施できないことから、競争入札に 適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	免除申請様式の見 直し対応業務委託 契約	平成31年1月15日	富士通株式会 社関西支社	大阪市中央区城見二 丁目2番6号	535,680円	免除申請様式の見直し対応業務は、国民年金システムの設計開発業者であり、現在、同システム運用保守を実施している契約相手方以外では実施できないことから、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	八尾市戸籍総合情 報システムクラウド サービス利用契約	平成31年3月1日	富士通株式会 社関西支社	大阪市中央区城見二 丁目2番6号		障害発生時の対応や連絡を速やかに、また障害の原因を明らかにするため、戸籍総合情報システムと住基システム両方のシステム及び機器開発者に委託しクラウド方式を構築しており、開発業者である契約相手方しかサービス提供ができず、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民課	元号変更対応シス テム改修作業委託 契約	平成31年3月15日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二 丁目2番6号	3,499,200円	本改修作業については、住民基本台帳システム・住民基本台帳ネットワークシステム・コンビニ交付システムと多岐に亘ります。データベースの改修や新元号後にかかるシステム連携のテスト・改修作業は極めて専門性を有するものです。契約相手方は本市が利用する住民基本台帳システム等の開発業者あるとともに、本市の住民基本台帳システムサーバや付随するネットワーク等の環境面を熟知していることから、契約相手方でしか安全かつ確実な改修作業が進められないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)